

## 第4回定例会会議録

令和7年11月28日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（内堀喜代志君） おはようございます。

これより、令和7年第4回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（内堀喜代志君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀淳志君 登壇）

○議会事務局長（内堀淳志君） おはようございます。

それでは、書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和7年11月28日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案15件・報告1件が提出されてい  
ます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配布した陳情文書表のとおり、陳情1件が提出され、受理し  
ました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、市村千恵子議員他8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから20ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

21ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

黒岩 旭 議会運営委員長。

（議会運営委員長 黒岩 旭君 登壇）

○議会運営委員長（黒岩 旭君） それでは、報告いたします。

11月21日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和7年第4回御代田町議会定例会に提出の議案・一般質問等について、審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案15件、報告1件の計16件であります。

一般質問の通告者は9名であります。

9月定例会以後提出された陳情は1件あり、受理しました。

これにより、会期は、本日より12月15日までの18日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程については、書類番号1、22ページをご覧ください。

令和7年第4回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 1日 11月28日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程

議案説明

第 2 日	1 1 月 2 9 日	土曜日		議案調査
第 3 日	1 1 月 3 0 日	日曜日		議案調査
第 4 日	1 2 月 1 日	月曜日		休会
第 5 日	1 2 月 2 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	1 2 月 3 日	水曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日	1 2 月 4 日	木曜日		休会
第 8 日	1 2 月 5 日	金曜日	午前 1 0 時	議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 9 日	1 2 月 6 日	土曜日		休会
第 1 0 日	1 2 月 7 日	日曜日		休会
第 1 1 日	1 2 月 8 日	月曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 2 日	1 2 月 9 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 3 日	1 2 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 4 日	1 2 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 5 日	1 2 月 1 2 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
2 3 ページをご覧ください。				
第 1 6 日	1 2 月 1 3 日	土曜日		休会
第 1 7 日	1 2 月 1 4 日	日曜日		休会
第 1 8 日	1 2 月 1 5 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

2 3 ページ中段をご覧ください。

常任委員会開催日程

町民建設経済常任委員会

1 2 月 8 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室

1 2 月 9 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室

総務福祉文教常任委員会

12月10日 水曜日 午前10時 委員会室

12月11日 木曜日 午前10時 委員会室

全員協議会開催日程

12月12日 金曜日 午前10時 委員会室

以上で、報告を終わります。

○議長（内堀喜代志君） お諮りします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月15日までの18日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日より12月15日までの18日間に決定しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第125条の規定により、議長において

3番 森泉謙夫議員

4番 黒岩 旭議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶をお願いします。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆さまにおかれましては、お忙しい中にもかかわらず、ご参集を賜り、令和7年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

現在、町が抱える公共交通の課題として、高齢者の通院・買い物の移動手段の確保及び高齢者の運転免許証自主返納後の移動手段の確保、子どもの習い事の送迎の負担感などが挙げられます。中でも、タクシー事業は、町でタクシー利用助成事業を実施しておりますけれども、運転手の担い手不足等により、需要に対して供給が

十分でないといった課題があります。こうした課題を解消し、今後の町の公共交通全体の在り方について考えていかなければなりません。

町民の方々の移動に関する利便性を向上させ、通院・買い物・習い事などの送迎をもっと気軽にさせていただくため、自家用車を活用した御代田町公共ライドシェアの実証運行を12月1日から実施してまいります。

利用の料金でありますけれども、町内一律、お1人400円で利用できます。高校生以下と障がいのある方、そして、その介助者は半額の200円で利用できます。

乗車には、予約が必要となります。アプリからの予約、またはコールセンターを通じた電話の予約をしていただきます。

実証運行は、今までタクシーに頼っていた部分を補い、既存の公共交通の空白を埋めることができているかなど、事業の効果を検証し、今後、町の地域公共交通計画に反映してまいりますので、多くの皆様のご利用をお願い申し上げます。

なお、この事業は、国の交通空白解消緊急対策事業補助金を活用しており、制度の関係から、来年1月31日までは補助事業として実施してまいります。2月以降は、町単独事業として6月まで実施する予定で、今回の補正に事業費を計上させていただいております。

続いて、町内企業に対する支援制度の拡充についてであります。

御代田町工業振興条例及び御代田町商工業振興条例については、昨年度、制度改正し、町内企業が実施した設備投資への財政支援を拡充しました。

従前は、設備投資に係る固定資産税について、全額または一部を3年間補助する支援となっておりました。1年目が100%、2年目が70%、3年目が50%であります。企業にとっては、補助が受けられるのが翌年でありまして、また、補助金の収入は法人税等の課税の対象となります。町からの支援が実質目減りするなどの課題がございました。そのため、支援内容を改め、今年1月2日以降の設備投資分については、固定資産税を3年間全額課税免除し、税負担を大幅に軽減する支援としました。

なお、令和7年1月1日以前の設備投資分については、従来どおりの補助金交付となり、支援措置がしばらく2種類存在する形となりますので、申請の際は、設備投資の実施時期にご注意ください。

町内企業の皆様におかれましては、当該支援制度を十分活用いただき、事業のさ

らなる発展につなげていただければなと思います。

さて、本定例会に提案させていただきました案件は、人事案 2 件、事件案 3 件、条例案 5 件、補正予算案 5 件、報告 1 件の計 16 件であります。

人事案の 2 件について申し上げます。

1 件目の固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法の規定に基づき、当町は 3 名の委員を選任しておりますが、そのうち 1 名の任期が 12 月 31 日をもって満了となるため、同委員の選任について議会の同意をお願いするものです。

2 件目の教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、任命しております教育委員について任期が満了となるため、委員の任命について議会の同意をお願いするものです。

続きまして、事件案の 3 件についてであります。浅ろく水道企業団規約の変更については、浅ろく水道企業団の組織強化を図ることを目的に、新たに企業長の職務を代理するため、副企業長を設置するものです。

第 6 次御代田町長期振興計画基本構想案については、町の特性や町民の意識と期待、時代変化の方向等を総合的に勘案し、目指す将来像と施策の方針等を示した令和 8 年度から 10 年間の基本構想となっております。議会の議決に付すべき事件に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

令和 7 年度 県補助 G I G A スクール構想一人一台端末購入契約については、中学校の学習用端末を長野県の共同調達により購入するものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

条例案の 5 件のうち、1 件目の御代田町犯罪被害者等支援条例の制定案については、犯罪被害者等支援の基本理念を示し、町の責務や町民・事業者の役割を明確にするものです。あわせて、二次被害の防止や相談支援、生活再建の支援など、基本的な施策を定め、犯罪被害者等の早期回復と権利利益の保護を総合的に進めます。これらの取り組みを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために制定するものであります。

また、2 件目の御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例の制定案については、御代田町において公共ライドシェア実証運行を実施し、町民の日常生活に必要な交通手段を確保することで町内の交通空白地域の解消を図るものとし、もって

多くの町民にとって暮らしやすいまちづくりの推進に資することを目的として、条例を制定するものであります。

続いて、補正予算案5件について申し上げます。

令和7年度一般会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出それぞれ3,082万円を増額し、合計100億4,209万円とするものであります。

歳入では、国庫負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金において、私立保育園の休止及び私立保育園の入園児童の増減等により1,200万円の減額、障害者自立支援給付費負担金において、給付対象者の増加による464万円の増額により、あわせて736万円の減額を計上しました。

また、国庫補助金においては、子ども・子育て支援交付金において、人件費分の交付決定見込みなどにより2,744万円の増額、道路メンテナンス事業——これは橋梁でありますけれども、源平橋、軽井沢大橋の補修工事に係る交付金の額の確定による1,002万円の減額等により、1,768万円の増額を計上しました。

寄附金につきましては、東京都八丈町及び青ヶ島村において、本年10月の豪雨災害により被災したため、早期の復興の一助となるよう両町村に代わり、御代田町において災害支援代理寄附の業務を開始したところであります。寄附見込額1,000万円の増額を計上いたしました。

繰入金につきましては、ふるさと創生基金の充当先である町単独道路新設改良事業費の減額により、4,150万円の減額を計上しました。

町債につきましては、道路メンテナンス事業——これも橋梁についてであります。公共事業等債740万円の減額、町単独道路新設改良事業の事業精査により緊急自然災害防止対策債1,510万円の減額、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事に係る一般会計出資債6,750万円の増額を計上しました。

歳出では、総務管理費でふるさと納税災害支援代理寄附金980万円の増額、これは先ほども申し上げた八丈町及び青ヶ島村に対するものです。また、令和8年度新規職員用パソコンの購入費580万円の増額、公共ライドシェア実証運行委託料は、今回の補正予算で債務負担行為をお願いしております令和8年2月から6月までの町単独事業として実施する令和7年度分215万円の増額等により2,220万円の増額を計上しました。

社会福祉費では、障害者自立支援給付金の利用者の増加による928万円の増額、

これは自立訓練でありますとか施設入所支援等に当たります。また、後期高齢者医療給付費の令和6年度負担金総額の確定による809万円の増額等により1,525万円の増額を計上しました。

児童福祉費では、私立保育園の休止による地域型保育給付費3,592万円の減額、私立保育所委託料において、入園時の変動及び給付加算率の増加による1,964万円の増加等により1,317万円の減額を計上しました。

保健衛生費では、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事に係る御代田小沼水道事業会計への繰出しとして、6,750万円を計上しました。これは先ほど申し上げた一般会計出資債で借りたお金を水道事業会計のほうに繰り出すという中身であります。

道路橋梁費では、町単独道路改良工事に於いて、普賢寺周辺排水路整備及び向原西ノ畑線道路改良工事に係る事業用地の取得に不測の日数を要し、令和7年度内での完了が見込めないことから令和8年度発注とするため4,150万円の減額、源平橋補修工事に係るしなの鉄道への工事委託料1,500万円の減額、緊急自然災害防止対策事業上ノ林大久保線等の事業費の精査による1,180万円の減額等により6,130万円の減額を計上しました。

特別会計について、国民健康保険事業勘定特別会計では、保険給付費等交付金償還金の計上による46万円の増額補正を、介護保険事業勘定特別会計では、保険給付費の減による1,545万円の減額補正を計上しました。

また、公営企業会計では、御代田小沼水道事業に於いて、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事費1億8,700万円の増額、御代田水道事業に於いて令和6年度事業資産が確定したため会計処理上の補正を計上したほか、国の補正予算にあわせた令和8年度事業の前倒しを実施することで当初予算配分と比較して有利に補助事業が執行できるため、西軽井沢団地の下水道管更新工事費1億5,950万円の増額を計上しました。

また、報告事項の意見につきましては、令和7年度御代田町土地開発公社第1回事業変更計画及び第2回補正予算についてでございます。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決を頂けますようお願い申し上げます。令和7年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（内堀喜代志君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第5 議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書4ページをご覧ください。

議案第94号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名、高山頼剛氏です。

住所及び生年月日は議案書記載のとおりです。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づき、固定資産税課税台帳に登録された評価価格に関する不服申立て等を審査決定するために、3名の固定資産評価審査委員を選任しております。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、高山氏を再任するものです。

高山氏は、平成26年1月1日から現在まで本委員に選任されており、学識経験も豊富であるため、引き続き、5期目の選任について議会の同意をお願いいたします。

同意を頂けましたら、新たな任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第6 議案第95号 教育委員会委員の任命について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第6 議案第95号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書5ページ、ご覧ください。

議案第95号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名、市川和明氏です。

住所及び生年月日は、議案書記載のとおりです。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

本案につきましては、本年12月14日をもって教育委員会委員の任期が満了となるため、市川氏の再任をお願いするものです。

市川委員は、令和3年12月に就任以来、御代田町教育行政の発展にご尽力いただいております。これまで長年にわたって教育現場でご活躍された学校教育と特別支援教育について経験が豊富であるため、引き続き、2期目の任命について、議会の同意をお願いいたします。

議会の同意が頂けましたら、任期は令和7年12月15日から令和11年12月14日までの4年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第7 議案第96号 浅ろく水道企業団規約の変更について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第7 議案第96号 浅ろく水道企業団規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の6ページをご覧ください。

議案第96号 浅ろく水道企業団規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、浅ろく水道企業団規約を別紙のとおり変更する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらは、浅ろく水道企業団の組織強化を図ることを目的として、企業長の職務を代理する副企業長の職を新たに設置するものでございます。

7ページは、改め文です。

御代田町の当規約においては、題名及び第1条中にある「浅ろく」の「ろく」が平仮名のままとなっているため、漢字に改めます。

また、第8条で、副企業長を新たに設置するものと定め、副企業長は企業長以外の組織市町の長を充てるとしております。

附則として、この規約は令和8年4月1日から施行する。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第8 議案第97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第8 議案第97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書10ページをご覧ください。

議案第97号 第6次御代田町長期振興計画基本構想案について

御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、第6次御代田町長期振興計画基本構想について、別冊のとおり議会の議決を求める。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

11ページをご覧ください。

1の概要でございます。

現行の第5次長期振興計画、こちらの後期基本計画で、計画期間が令和3年度から令和7年度までの5か年計画となっております、今年度が最終年度ということになります。

そのため、令和6年度と令和7年度の2か年で次期計画である第6次長期振興計画の策定を進めているところでございます。

このたび、長期振興計画基本構想案について、本年10月29日に御代田町長期振興計画審議会で諮問し、11月7日に審議会から「適当である」旨の回答を頂きましたので、内容についてご説明いたします。

2の第6次御代田町長期振興計画の構成でございますが、長期振興計画は、町が策定する総合的な計画で、町の最上位計画と位置づけられております。

現行の第5次計画までは、「基本構想」・「基本計画」の2部構成でございましたが、第6次計画においては、「基本構想」・「基本計画」に加え、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえた人口減少対策のための計画である「総合戦略」を加えた3部構成としております。

続いて3、計画期間についてです。

(1)基本構想につきましては、令和8年度から令和17年度の10年間について、町の特性や町民の意識と期待、時代変化の方向性を総合的に勘案し、目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び基本施策の方針等を示したものでございます。

次に、(2)前期基本計画は、基本構想の前半となる令和8年度から令和12年度の5年間について、基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に示したものでございます。また、分野ごとに今後5年間で目指すべき目標指標を定めております。

続いて、(3)の国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、御代田町における人口減少対策を示すものでございます。

本件で上程させていただきましたのは、議決案件である基本構想についてです。

なお、前期基本計画は、現在、課を横断した専門部会において策定中であり、参考資料として16ページ、17ページに添付させていただきました。

総合戦略とあわせて、案が固まった段階で議会全員協議会において説明する機会

を設けさせていただきます。

それでは、13ページからの基本構想をご覧ください。

まず、0、これまでとこれからでございます。

こちらは、本町はこれまで、豊かな自然環境、子育てや暮らしやすさといった強み、先人の皆様の努力により、第3次長期振興計画から超長期目標として「2万人公園都市構想」を掲げ、計画行政の下、まちづくりを推進してきた結果、令和7年11月1日時点で、住民基本台帳の数値でございますが、人口が1万6,883人となりました。

しかし、全国的な少子高齢化の影響は、最新の人口推計では令和17年度以降、当町においても人口減少へ転じる見通しでございます。これまでの「人口増加を前提としたまちづくり」から、今後の人口減少社会を見据えた「持続可能なまちづくり」への転換が求められております。人口増加を諦めたわけではなく、到来する人口減少社会に事前に備えていこうというわけでございます。こうした状況を踏まえ、第6次長期振興計画において将来像を掲げております。

下のグラフは、旧役場庁舎跡地の大規模宅地開発等を加味したものとなっておりまして、令和17年をピークに、以後、減少に転じるといったグラフになっております。

次の14ページをご覧ください。

こちらは基本構想になります。

1、まちの将来像でございます。「未来へつなぐ サステナブルタウン 御代田」を掲げております。

「未来へつなぐ」は、地域の人々の思いを次世代へつなぐ継承性、「サステナブル」は「持続可能な」という意味でございます。環境・経済・社会のバランスが取れた持続可能なまちの実現を表現しております。豊かな自然環境、子育てや暮らしやすさといった本町の強みを活かしながら、誰もが活躍できる、安心して住み続けられるまちを目指す姿勢を、将来像に込めております。

2、まちづくりの理念でございますが、今後10年間の施策の共通理念として位置づけ、3つの理念を掲げております。

理念1、多様性を認め合う共生のまちは、「移住者の受入れ力」と「地の人との融和」は、お互いにコミュニケーションを図ることが人口構成の多様化の上では、

今後の町の強みにもなっていくことを理念としております。

理念2、変化に強く、心地よく暮らせるまちは、災害・気候変動に対応したインフラ整備の構築を理念としております。

理念3、帰ってきたくなるまちは、将来人口減少社会を見据えていますが、人口増加を諦めたわけではございません。移住・定住対策を進めていく上で、移住の核となるのは「Uターン促進」です。また、町内企業とのコミュニケーションをこれまで以上に図っていくことで、生活と仕事が調和し、人が根付き、「帰ってきたくなるまち」の形成を目指すことを理念としております。

次の15ページをご覧ください。

3、10年後に目指す基本目標（施策の大綱）でございます。

先ほどのまちの将来像に基づき、3つの理念を全施策の共通理念として位置づけ、6つの基本目標を設定し、10年間取り組んでいくこととしております。

まず1、安心・安全な暮らしのまち。こちらは、全ての町民が暮らしの中で安心を感じられるよう、多様化する災害リスク、生活課題に対応したインフラ整備に取り組んでまいります。

2、次世代を育む教育と文化のまち。こちらは、子どもたちの教育環境の整備、生涯学習の機会と文化に触れる機会の充実、人材の育成を推進してまいります。

3、活力ある地域経済と働く環境のまち。農業・商業・観光などの振興と多様な働き方に対応した就業環境の整備を進め、地元で働き、地元で暮らし続けられる町を目指した基盤づくりを推進してまいります。

4、快適で環境にやさしいまち。こちらは、当町の美しい景観と機能的な都市基盤の整備を進めてまいります。また、気候変動や猛暑などの新たな課題に対応し、持続可能な暮らしの環境を整えてまいります。

5、ともに支え合い築くまち。地域で支える医療・福祉社会を構築し、世代や立場を超えて支え合える地域社会の実現を目指します。また、子どもも高齢者も障がい者も誰もが平等で生きがいをもって生活できる環境を整備してまいります。

6、信頼と協働による行政経営のまち。健全な財政運営、柔軟で戦略的な行政体制を構築します。また、町民との対話や参画を大切にし、分かりやすい情報発信を通じて、町民と信頼でつながる行政経営を実現してまいります。

以上が、基本構想の部分になります。

16 ページ以降は、前期 5 年間の基本計画案を掲載しております。

こちらは、先ほどの 6 つの基本目標をさらに細分化しまして、目標達成のための各分野の施策を掲げております。

現在、分野ごとの専門部会で今検討しているところでございます。

また、5 年間の重点的な取り組みとして、4 つのプロジェクトについて、課を横断して取り組んでいくものでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 9 議案第 98 号 令和 7 年度 県補助 G I G A スクール構想

一人一台端末購入契約について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 9 議案第 98 号 令和 7 年度 県補助 G I G A スクール構想一人一台端末購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 議案書 18 ページをご覧ください。

議案第 98 号 令和 7 年度 県補助 G I G A スクール構想一人一台端末購入契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、長野県の共同調達業務による令和 7 年度 県補助 G I G A スクール構想一人一台端末購入契約について、下記により請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

記といたしまして

1. 契約の目的 令和 7 年度 県補助 G I G A スクール構想一人一台端末購入。
2. 契約の方法 随意契約。
3. 契約の金額 2,282 万 2,800 円。
4. 契約の相手方 長野県松本市大字和田 4010 番 10

キッセイコムテック株式会社

公共・医療ソリューション事業部長 伊藤嘉春氏でございます。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

本契約ですが、GIGAスクール構想に基づき、小中学校に導入している一人一台端末のうち、中学校分494台について入替えを実施するものでございます。

長野県の共同調達事業に参加しており、県が公募型プロポーザル方式で決定した請負人及び金額で、10月20日に仮契約を締結しました。納期は、来年の1月30日です。19ページが仮契約書の写しとなっております。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第10 議案第99号 御代田町犯罪被害者等支援条例の

制定案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第10 議案第99号 御代田町犯罪被害者等支援条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議案書20ページをご覧ください。

議案第99号 御代田町犯罪被害者等支援条例の制定案について

御代田町犯罪被害者等支援条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、町の責務、町民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と生活の再建及び権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すために新たに条例を制定するものです。

議案書の21ページから24ページが制定案となります。

第1条では目的を、第3条では基本理念、第11条から第13条では日常生活や住居及び経済的な支援について規定をしております。

附則としまして、公布の日から施行としております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第11 議案第100号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する

条例の制定案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第11 議案第100号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書25ページをご覧ください。

議案第100号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例の制定案について

御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

26ページをご覧ください。

12月1日から実施を予定しております公共ライドシェアの実証運行は、住民が公共交通の担い手となり、自家用車で運送を行うものです。これにより、タクシーやバスの既存の公共交通の空白を埋め、タクシーで頼っていた部分を公共ライドシェアで補うことができれば、町民の日常生活に必要な交通手段の確保につながります。公共ライドシェアが鉄道・バス・タクシーに加え、新たな公共交通として町にどのような効果をもたらすのか、結果を十分に分析するため実証運行を実施いたします。

実施に当たり、条例を制定するものでございます。

第1条、目的でございます。町民の日常生活に必要な交通手段を確保することで町内の交通空白地域の解消を図り、町民にとって暮らしやすいまちづくりの推進にすることを目的としております。

第2条、定義です。公共ライドシェアの定義を規定しております。

第3条、実施主体でございます。御代田が実施主体となっております。第2項に示した業務について委託することができるという規定となっております。

第4条、運行内容です。こちらは、同条例の施行規則で運行区域を町内全域、運休日は日曜日・祝日、また、年末年始に当たる12月27日から1月4日までを運休日と規定しております。

第5条、利用対象者、町内に住所を有する者としております。

第6条、運賃ですが、こちらも同条例の施行規則で、一般利用者400円、高校生以下及び障がい者とその介助者は半額の200円と規定しております。

第7条、利用者の責務。

第8条、利用方法ですが、こちらも条例の施行規則のほうで乗車日の2日前から利用する時刻の1時間前までにウェブサイト、いわゆるアプリとコールセンターを通じて予約することができるということを規定しております。

27ページをご覧ください。

第9条、損害賠償です。

第10条、委任規定となっております。

附則としまして、施行日を令和7年12月1日としております。

また、準備行為としまして、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができると規定しております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第100号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例の制定案については、原案のとおり可決されました。

―――日程第12 議案第101号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案

について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第12 議案第101号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書28ページをご覧ください。

議案第101号 御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例案について

御代田町営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

御代田駅北駐車場及び御代田駅西駐車場の月極駐車料金は、市場価格や周辺地域に比べ安価になっております。また、駐車場システムの委託を含めた維持管理費は、物価高騰や人件費の高騰により、使用料でまかなえない状況となっております。加えて、不動産事業者の駐車場代の設定では、町の駐車料金が安いと思いながらも町の月極料金を参考にしているということで、民間事業者にも影響が出ているといった状況にあります。

そのため、近隣自治体の公営駐車場の状況を調査し、検討した結果、月極駐車料金を現行の「1月当たり3,000円」から「1月当たり5,000円」に料金改定をする一部改正案でございます。

なお、一般利用の時間料金については、改正はございません。

29ページをご覧ください。

御代田町営駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「年3万6,000円」を「年6万円」に、「1月当たり3,000円」を「1月当たり5,000円」に改める。

附則として、施行日を令和8年4月1日としております。

30 ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第13 議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第13 議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） 議案書31ページをご覧ください。

議案第102号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

32ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、児童福祉法第33条の10の改正に伴い、保育所等の職員等による児童への虐待に関する通報義務等が創設されたこと――同法第18条の27により、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するもので、3条立てて改正いたします。

第1条で、御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正として、児童福祉法第33条の10の改正に伴う一部改正。

第2条で、御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、児童福祉法第18条の27及び第33条の10の改正に伴う一部改正。

第3条で、御代田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、児童福祉法第33条の10及び第18条の27の改正に伴う一部改正をするものでございます。

議案書34ページからは、新旧対照表となります。

34ページから36ページが第1条関係、37ページから38ページが第2条関係、39ページから40ページが第3条関係の新旧対照表となります。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和7年10月1日から適用するものとしております。

説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第14 議案第103号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第14 議案第103号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） 議案書41ページをご覧ください。

議案第103号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

42ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、議案第102号でご説明させていただきました御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案と同様に、児童福祉法の一部改正による保育所等の職員等による児童虐

待の通報義務及び地域限定保育士制度の一般制度化による改正、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の一部改正では、家庭的保育事業利用乳幼児の健康診断について、乳幼児に対する健康診断が行われた場合で、その内容が保育所等の利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わずに、それらの健康診断等の結果を把握することで健康診断に代えることとする改正が行われたことに伴い、本条例の一部改正をするものです。

議案書 44 ページからは、新旧対照表です。

附則としまして、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和 7 年 10 月 1 日から適用するものとしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前 11 時 01 分）

（休 憩）

（午前 11 時 14 分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

――― 日程第 15 議案第 104 号 令和 7 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）  
について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 15 議案第 104 号 令和 7 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書 49 ページをご覧ください。

議案第 104 号 令和 7 年度御代田町一般会計補正予算案（第 5 号）について  
地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田町一般会計補正予

算案（第5号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

続きまして51ページをご覧ください。

令和7年度御代田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,082万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億4,208万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、議案書とは別になります。資料1をご覧ください。資料1の令和7年度一般会計補正予算（第5号）内容の資料でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金は、補正額736万円の減額をお願いいたします。障害者自立支援給付費負担金は、サービスの利用者の増加により464万1,000円の増額。一方で、私立保育園の休止による施設型保育給付費の減額により、子どものための教育・保育給付費負担金1,200万1,000円の減額を計上しております。

その下、項2国庫補助金は、補正額1,768万1,000円の増額をお願いいたします。子ども家庭センター人件費分について、交付決定の見込めたことなどにより2,744万6,000円の増額。

道路メンテナンス橋梁補修事業において、源平橋・軽井沢大橋の補修工事の交付金額が確定したため、1,002万1,000円の減額等を計上しております。

続いて、款16県支出金、項2県補助金は、国庫補助金で計上した子育てのための施設等利用給付金など680万3,000円の増額を計上しております。

続いて、款18寄附金は、東京都八丈町及び青ヶ島村において、令和7年10月の豪雨災害により被災したため、早期の復興の一助となるよう、両町村に代わって御代田町において災害支援代理寄附の業務を開始しました。寄附見込額1,000万円の増額をお願いいたします。

続きまして、款19繰入金、項1基金繰入金は、ふるさと創生基金の充当先である町単独道路新設改良事業の減額により4,150万円の減額をお願いいたします。

款22町債は、4,500万円の増額をお願いいたします。蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事に係る一般会計出資債6,750万円の増額、また、緊急自然災害防止対策債は上ノ林大久保線等の災害復旧事業費の精査により1,510万円の減額。公共事業等債は、道路メンテナンス事業橋梁補修工事の交付金額の確定により、740万円の減額をそれぞれ計上しております。

歳入合計補正額3,082万1,000円となっております。

次の2ページをご覧ください。

歳出になります。

主なものについて説明いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費は、2,219万8,000円の増額で、こちら、ふるさと納税災害支援代理寄附金で寄附額1,000万円のうち、手数料等の経費を差し引いた980万9,000円を八丈町と青ヶ島へ送るものでございます。

また、令和8年度新規採用職員用パソコンの購入費として580万8,000円の増額。

公共ライドシェア実証運行町単独分の令和7年度支出分を計上させていただいております。このライドシェアにつきましては、債務負担行為のところでも説明させていただきます。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費は、1,524万6,000円の増額で、障害者自立支援給付費のサービスを利用する方の増加により928万2,000円の増額及び後期高齢者医療給付費の令和6年度負担金総額の確定による809万

7,000円の増額などを計上しております。

その下の項2児童福祉費は、1,317万4,000円の減額で、私立保育園の休止による地域型保育給付費3,592万3,000円の減額、私立保育園の入園児童の変動などによる私立保育所保育委託料1,964万円の増額、町外の私立幼稚園への通園による負担金として518万6,000円の増額などを計上しております。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費は、6,735万6,000円の増額で、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事に係る御代田小沼水道事業会計への繰出金として、6,750万円の増額を計上しております。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費は、6,130万円の減額で、町単独道路改良舗装工事において、普賢寺周辺排水路整備及び向原西ノ畑線道路改良工事に係る事業用地の取得に不測の日数を要するため、令和7年度内の完了が見込めないことから、令和8年度発注とするため、4,150万円の減額、源平橋補修工事に係るしなの鉄道への工事委託料1,500万円の減額、緊急自然災害防止対策事業上ノ林大久保線等の事業費の精査による1,180万円の減額をそれぞれ計上しております。

3ページをご覧ください。

款14予備費は、712万8,000円を増額しまして、歳入歳出調整をし、歳入歳出補正額3,082万1,000円となっております。

議案書に戻っていただきまして、議案書の55ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

こちら追加します。事項、町単 公共交通実証運行委託料、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額472万4,000円でございます。こちらは、公共ライドシェア実証運行について、国庫補助事業「交通空白」解消緊急対策事業を活用しますが、制度上1月31日まで実施し、2月以降の実証運行は町単独事業で実施したいと考えております。2月から6月までを期間とし、総事業費687万2,000円のうち、令和7年度の事業費214万8,000円を今回の補正で委託料として計上させていただきました。残りの472万4,000円を令和8年度の事業費として債務負担行為により実施するものでございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、戸籍附票システム標準化・共通化対応事業は、6 5 3 万 4, 0 0 0 円を繰り越します。システムベンダーの標準化対応に遅れが生じておりました、令和 7 年度中の標準化移行が完了せず、令和 8 年度の移行完了となるためでございます。

続いて、款 6 農林水産業費、項 3 農地費、雪窓湖遊歩道整備事業は 3, 0 0 0 万円を繰り越します。設計において関係各所との調整に不測の日数を要するためでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、都市再生整備計画事業は 4 億 4, 8 8 0 万円を繰り越します。主に東原西軽井沢線の電線共同溝設置工事になります。今年度中に発注予定であります、工期を十分に設け、受注者を確保する必要があるためでございます。

続いて、5 7 ページをお願いいたします。

第 4 表 地方債補正です。

変更します。まず、公共事業等債は、国庫補助道路メンテナンス事業に係る源平橋補修工事について、しなの鉄道への工事委託料の精査により、事業費が減額となったため 7 4 0 万円を減額し、補正後の限度額を 4 億 1, 6 9 0 万円とするものがございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業債は、上ノ林大久保線、戻場北側線、児玉荒町線の災害復旧工事費の精査により工事費が減額となったため、1, 5 1 0 万円を減額し、補正後の限度額を 5, 7 0 0 万円とするものがございます。

続いて、水道事業債は、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備工事に係る補助裏の 2 分の 1 に当たる 6, 7 5 0 万円を財源とするため増額し、補正後の限度額を 7, 6 5 0 万円とするものがございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 1 6 議案第 1 0 5 号 令和 7 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 1 6 議案第 1 0 5 号 令和 7 年度御代田町国民健康保

険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についての議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の73ページをお願いいたします。

議案第105号 令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

75ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,934万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

76ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4 県支出金、項1 県補助金45万5,000円の増額は、一般被保険者療養費の増加に伴う補正で、前年度より増加傾向にあるのにあわせ、海外療養費の増額があったため補正するものであります。補助率は10分の10であります。

歳入合計45万5,000円の増額補正です。

77ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費45万6,000円の増額補正であります。説明については、先ほどと同様の理由でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 8 0 4 万 2, 0 0 0 円の増額は、令和 6 年度保険給付費等交付金の返還額が確定したためによる補正でございます。

款 7、項 1 予備費 8 0 4 万 3, 0 0 0 円の減額です。

歳出合計 4 5 万 5, 0 0 0 円の増額補正です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 1 7 議案第 1 0 6 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 1 7 議案第 1 0 6 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の 8 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 6 号 令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

御代田町長 小園拓志

8 4 ページをお願いいたします。

令和 7 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1, 5 4 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 2, 3 3 8 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

８５ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款４国庫支出金、項１国庫負担金３４０万９、０００円の減額でございます。保険給付費に係る国庫負担金の補正で、在宅給付費分が負担割合２０％の４１万円の増額に対し、施設給付費分が負担割合１５％の３８１万９、０００円の減額でございます。

項２国庫補助金は、３６万円の増額であります。令和７年度税制改正等に伴うシステム改修に対する補助金で、補助率が２分の１でございます。

款５項１支払基金交付金６３２万円の減額補正であります。保険給付費に係る支払基金交付金の補正で、在宅給付費分が交付割合２７％の５５万５、０００円の増額に対し、施設給付費分が交付割合２７％の６８７万５、０００円の減額でございます。

款６県支出金、項１県負担金４２０万円の減額は、保険給付費に係る県負担金の補正で、在宅給付費分が負担割合１２．５％の２５万７、０００円の増額に対し、施設給付費分が負担割合１７．５％の４４７万５、０００円の減額でございます。

款８繰入金、項１他会計繰入金、一般会計からの繰入れは１８８万３、０００円の減額でございます。

歳入合計１、５４５万２、０００円の減額補正であります。

８６ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款１項１総務費７２万１、０００円の増額補正でございます。令和７年度の税制改正等に伴うシステム改修費でございます。

款２項１保険給付費２、３４０万７、０００円の減額補正であります。施設介護サービス給付費が２、５４６万６、０００円の減額に対しまして、介護予防サービス給付費が２０５万９、０００円の増額となっております。前年度との推計で予算を組んでおりますが、前年度と比べて施設利用者が減少し、在宅サービスの利用が増加していることが伺われます。

款３地域支援事業費、項１包括的支援事業・任意事業費１、０００円の増額補正ですが、介護支援専門員の実務者研修受講手数料に不足が生じたため増額するもの

であります。

項 2 の介護予防・生活支援サービス事業費 23 万円の増額は、訪問型サービス D で使用する 2 台の車両の保険代と車検代の不足に伴う増額でございます。

項 3 一般介護予防事業 45 万円の増額は、来年度からボランティアポイント制度を見直し、新たな事業を行うための消耗品と印刷費となっております。

款 6 項 1 予備費 655 万 3,000 円の増額であります。

歳出合計 1,545 万 2,000 円の減額補正であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 18 議案第 107 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 18 議案第 107 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 93 ページをご覧ください。

議案第 107 号 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

地方公営企業法第 6 条及び地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の 95 ページをお願いいたします。

令和 7 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第2項営業外費用として、補正額13万5,000円の増額は、企業債の利率の変更に伴う利息の増額をお願いするものです。したがいまして、補正額の合計額は13万5,000円を増額し、総額2億1,813万2,000円となります。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条中に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

こちらは、令和8年度に予定している蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設工事費に対する国庫補助金を国の補正予算にあわせ確実に確保したいため、事業費を計上いたします。

資本的収入につきましては、第61款資本的収入、第1項企業債として、補正額1億3,500万円の増額は、水道事業債と一般会計出資債でございます。第3項補助金として、補正額4,500万円の増額は、事業費に対する国庫補助率4分の1でございます。したがいまして、補正額の合計は1億8,000万円を増額し、総額2億8,859万円となります。

96ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、第71款資本的支出、第1項建設改良費として、補正額1億8,700万円の増額は、先ほどの同施設に対する建設事業費です。したがいまして、補正額の合計は1億8,700万円を増額し、総額4億7,250万円となります。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的は水道事業として、限度額を補正額前の1,800万円に、補正額1億3,500万円を増額し、補正後の額1億5,300万円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

補正予算案（第3号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第19 議案第108号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の99ページをご覧ください。

議案第108号 令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第3号）について

地方公営企業法第6条及び地方自治法第218条第1項の規定により、令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和7年11月28日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の101ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度御代田町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度御代田町下水道事業会計予算第3条中に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第41款下水道事業収益、第2項営業外収益として、補正額2,906万8,000円の減額は、令和6年度事業の取得資産の確定に伴い、補助金や一般会計繰入金などの長期前受金戻入の補正をするものでございます。したがって、補正額の合計は2,906万8,000円を減額し、総額6億6,583万7,000円となります。

第51款下水道事業費用、第1項営業費用として、補正額3,674万円の減額は、令和6年度事業の取得資産の確定に伴い、有形固定資産の減価償却費を補正するものでございます。第2項営業外費用として補正額416万円の増額は、企業債利率の変更に伴う利息の増額をお願いするものでございます。したがって、補

正額 3,258 万円を減額し、総額 5 億 9,904 万円となります。

(資本的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 4 条中に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

こちらは、令和 8 年度に予定しております西軽井沢団地内の下水道管の管更生工事に対する国庫補助金を国の補正予算にあわせ確実に確保したいため、事業費を計上するものでございます。

102 ページとあわせてご覧ください。

第 6 1 款資本的収入、第 1 項企業債として、補正額 1 億 1,080 万円の増額は――こちらは下水道事業債でございます。第 2 項補助金といたしまして、補正額 4,870 万円の増額は、事業費に対する国庫補助率 2 分の 1 でございます。したがって、補正額の合計は 1 億 5,950 万円を増額し、総額 13 億 9,108 万 2,000 円となります。

第 7 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費といたしまして、補正額 1 億 5,950 万円の増額は、先ほどの管更生工事に対する事業費でございます。したがって、補正額の合計は 1 億 5,950 万円を増額し、総額 14 億 8,422 万 7,000 円となります。

(企業債の補正)

第 4 条 予算第 5 条で定めた起債の限度額を、次のとおり補正いたします。

起債の目的は下水道事業として限度額を補正前の額 5 億 4,190 万円に、補正額 1 億 1,080 万円を増額し、補正後の額 6 億 5,270 万円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第 20 報告第 9 号 令和 7 年度御代田町土地開発公社第 1 回事業変更計画

及び第 2 回補正予算の報告について――

○議長(内堀喜代志君) 日程第 20 報告第 9 号 令和 7 年度御代田町土地開発公社第 1 回事業変更計画及び第 2 回補正予算の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) それでは、議案書111ページをご覧ください。

報告第9号 令和7年度御代田町土地開発公社第1回事業変更計画及び第2回補正予算の報告について

令和7年度御代田町土地開発公社第1回事業変更計画及び第2回補正予算を、令和7年11月14日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

令和7年11月28日

御代田町長 小園拓志

次の112ページをご覧ください。

本件は、令和7年11月14日に理事会を開催し、議決を頂いております。

続いて、113ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町土地開発公社第1回事業変更計画です。

下段の3、用地売却計画をご覧ください。

用地名、坪谷地1、売却予定面積2,068m<sup>2</sup>、売却予定金額1,675万円を追加いたします。

場所は、雪窓保育園の道路を挟んだ南側の山林になります。当該土地について、民間事業者から宅地造成のため売却してほしい申出がありましたので、一般競争入札により売却を予定しているものでございます。

続いて、114ページをお願いいたします。

第2回補正予算でございます。

(総則)

第1条 令和7年度御代田町土地開発公社の第2回補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入になります。

第2款事業外収益です。こちらは補正はございません。収入合計で27万円となっております。

続いて、支出でございます。

第2款販売費及び一般管理費は、既決予定額72万1,000円に補正予算額69万2,000円を増額し、合計141万3,000円となります。こちらは先ほど申し上げました坪谷地1の境界復元及び土地鑑定費用となります。

続いて、第4款特別損失は、既決予定額ゼロ円に補正予算額5,520万2,000円を増額し、合計5,520万2,000円となります。坪谷地1を7,195万2,000円で資産として保有しており、今回、売却見込額が1,675万円ですので、差し引きしまして5,520万2,000円が固定資産売却損となるためでございます。

支出における補正予算は、支出合計で5,661万5,000円となり、収益的収入支出の差し引き額はマイナス5,634万5,000円となります。なお、この損失額は今後、やまゆり工業団地の売却額により補填する予定でございます。

参考に、121ページの貸借対照表中の資産の部、完成土地の欄に売却予定額を掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、115ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、こちらにつきましては補正はございません。

次の116ページから118ページにつきましては、ただいま説明しました補正予算の収支実施計画でございます。

119ページは、補正に伴う資金計画、120ページから122ページは、それぞれ予定の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 報告の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前11時53分